主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山中唯二の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、上告適法の理由にあたらない。なお、被告人が、昭和四三年三月二八日にaにおいて賭博をしたとの勾留状記載の事実と、同日同所においてAらがした賭博開張図利を、賭具を貸与して幇助したとの起訴状記載の事実とは、併合罪の関係にあるものであるから、事件の同一性を欠くものと解すべきである。したがつて、これを同一性があるとした原判断は、法令の解釈適用を誤つたものというべきである。しかし、右法令違反は、所論被告人の供述の任意性の判断に影響を及ぼすものではなく、また、右供述の任意性ないし信用性を疑うべき証跡は記録上存在しない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四五年七月一〇日

最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官